



Phil Company, Inc.

株式会社 フィル・カンパニー

証券コード：3267

# 第16期 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2021年2月18日（木）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区九段北1丁目8番10号  
住友不動産九段ビル3階  
ベルサール九段 ホールA+B

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。

- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。





# Phil Company, Inc.

## 株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第16期定時株主総会を2021年2月18日（木曜日）に開催いたしますので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々及びご家族・関係者の皆様に謹んでお悔み申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者はじめ、行政の皆様等、感染防止にご尽力されている皆様に、深謝申し上げます。

第16期定時株主総会の開催にあたりましては、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、感染予防及び感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の中、当社グループへのご支援を賜り、誠にありがとうございます。

引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年2月

代表取締役社長 能美 裕一



証券コード 3267  
2021年2月2日

株主各位

東京都千代田区富士見二丁目12番13号  
株式会社フィル・カンパニー  
代表取締役社長 能美 裕一

## 第16期定時株主総会招集ご通知

記

1. 開催日時 2021年2月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 東京都千代田区九段北1丁目8番10号  
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 ホールA+B
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第16期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://philcompany.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

以上

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

### ●当社の対応について

株主総会当日においては、報告内容の簡素化、役員及びスタッフのマスク着用などの措置を講じますことをご了承ください。

### ●株主の皆様へのお願い

株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。

また、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願いいたします。

ご来場に際し、発熱が認められる方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声がけをして入場をご遠慮いただくことがございます。

その他、消毒液の設置などの感染予防措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://philcompany.jp/ir/>

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### 1 財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2017年11月期)	第14期 (2018年11月期)	第15期 (2019年11月期)	第16期 (当連結会計年度) (2020年11月期)
売上高	2,950,117千円	4,739,078千円	7,024,711千円	3,970,760千円
営業利益	296,398千円	637,128千円	1,096,344千円	130,256千円
経常利益	304,744千円	615,782千円	1,076,605千円	98,192千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	187,659千円	415,076千円	600,812千円	19,660千円
1株当たり当期純利益	37.88円	75.00円	106.63円	3.42円
総資産額	3,344,065千円	4,113,195千円	5,373,324千円	5,149,302千円
純資産額	1,556,658千円	1,995,764千円	2,983,879千円	2,854,840千円
1株当たり純資産額	287.49円	359.20円	516.05円	497.97円

(注) 1. 単位未満を切り捨てにより表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

4. 当社は、2017年4月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、第13期期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

5. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

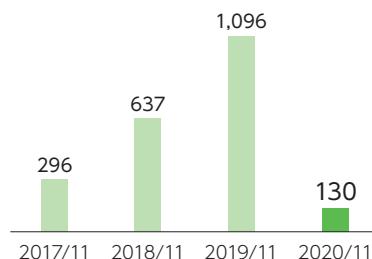
#### 売上高

(単位：百万円)

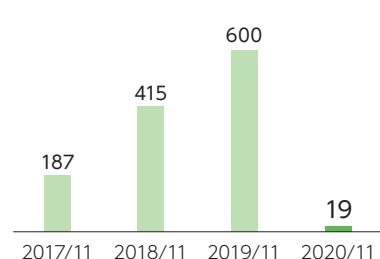


#### 営業利益

(単位：百万円)



#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



## 2 当連結会計年度の事業の状況

### (1) 主要な事業内容（2020年11月30日現在）

当社グループは、駐車場の上部“未利用”空間の活用を実現した空中店舗フィル・パーク事業を展開しており、「駐車場＋商業施設」という新たな“常識と価値”を創り出すことで、土地オーナーやテナントを始め、関わる多くの人達が幸せを分かち合える継続的なまちづくりを推進しております。

空中店舗フィル・パーク事業においては、その場所の需要に応じた空間づくり（SPACE ON DEMAND）をコンセプトとし、テナントの賃貸需要や事業メリットを最大限に引き出す企画・提案を始め、設計・施工等についても高い付加価値を持つサービスを駐車場等の土地オーナーに対しワンストップで提供しております。

### (2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年12月1日から2020年11月30日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、国内外の感染状況の動向を注視する必要があるなど引き続き不透明な状況にあります。

当社グループにおいては、お客様及び従業員の安全確保を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため2020年4月4日から2020年6月30日までの間、原則在宅勤務を実施し、土地オーナーに対する企画提案が困難な中、空中店舗フィル・パークに入居するテナントの誘致業務に注力してまいりました。

当社グループでは、土地オーナー向けに土地活用方法の一形態として空中店舗フィル・パークの企画提案をする「請負受注スキーム」と、不動産投資家向けに当社が土地を購入し空中店舗フィル・パークの開発から販売までを行う「開発販売スキーム」の両スキームにより、空中店舗フィル・パーク事業を行っております。また、「請負受注スキーム」には、コインパーキングの存在する商業エリアを主な企画対象としている小型商業施設「空中店舗フィル・パーク」と、駅から遠い土地や住宅街エリアを主な企画対象としている、ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」があります。

「請負受注スキーム」においては、営業活動を2020年7月から段階的に、2020年10月から本格的に再開しており、当第4四半期連結会計期間での請負受注件数は9件、受注高は505,341千円となりました。その中でも新型コロナウイルス感染症の流行前と比べ、プレミアムガレージハウスに対する問い合わせ件数が増加しており、当第4四半期連結会計期間でのプレミアムガレージハウスの請負受注件数は6件、受注高は282,468千円となりました。

「開発販売スキーム」においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、不動産投資家の投資意欲が消極的になっていることから適切な販売時期ではないと判断し、第2四半期及び第3四半期連結会計期間での販売活動を見送りました。この影響により、当連結会計年度末の販売用不動産の金額が前連結会計年度末に比べ873,650千円増加しております。なお、販売用不動産の販売活動は2020年9月から再開しており、当第4四半期連結会計期間において販売用不動産の販売契約を締結し1件の引渡が完了しました。

販売費及び一般管理費においては、WEB広告の停止による広告宣伝費の削減、役員賞与及び従業員賞与の

不支給による人件費の削減など経費削減に努めました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は3,970,760千円（前年同期比43.5%減）、営業利益は130,256千円（前年同期比88.1%減）、経常利益は98,192千円（前年同期比90.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19,660千円（前年同期比96.7%減）となりました。（当社グループの売上高は、「請負受注スキーム」においては竣工引渡基準を採用しているため物件の竣工引渡時に、「開発販売スキーム」においては販売による所有権移転時に計上されます。）

当連結会計年度の「請負受注スキーム」並びに「開発販売スキーム」における、竣工引渡件数及び販売引渡件数は、下表のとおりとなります。

「請負受注スキーム」

竣工引渡件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2020年11月期	1件	7件	13件	7件	28件
2019年11月期	3件	4件	9件	8件	24件

「開発販売スキーム」

販売引渡件数		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2020年11月期	土地のみ	0件	0件	0件	0件	0件
	土地建物	0件	0件	0件	1件	1件
	合計	0件	0件	0件	1件	1件
2019年11月期	土地のみ	1件	1件	0件	3件	5件
	土地建物	0件	2件	1件	3件	6件
	合計	1件	3件	1件	6件	11件

次に、当連結会計年度の営業状況及び成長力・成長性を表す指標である「請負受注スキーム」における受注高、受注件数及び受注残高の状況につきましては、下表のとおりとなります。

## 「請負受注スキーム」

受注高※1	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	前年同期比
2020年11月期	731,234	9,948	28,755	505,341	1,275,279	30.4%
2019年11月期	980,991	335,943	1,045,354	1,821,882	4,184,172	103.0%

※1 受注高とは、上記連結会計期間における空中店舗フィル・パーク事業「請負受注スキーム」(内装工事等の追加工事の受注を含む)の新規受注金額の合計(売価ベース)となります。

受注件数	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2020年11月期	5件	0件	1件	9件	15件
2019年11月期	6件	5件	10件	14件	35件

受注残高※2	金額(千円)	前年同期比
2020年11月期 期末時点	1,458,000	43.4%
2019年11月期 期末時点	3,352,951	120.0%

※2 受注残高とは、上記時点における空中店舗フィル・パーク事業「請負受注スキーム」(内装工事等の追加工事の受注を含む)の竣工引渡前の受注金額の残高合計(将来の売上見込金額)となります。

また、土地の購入及び空中店舗フィル・パークの開発から販売までを行う取り組みである「開発販売スキーム」における、当連結会計年度の開発状況を表す指標である開発プロジェクト総額見込及び用地取得契約件数の状況につきましては、下表のとおりとなります。

## 「開発販売スキーム」

開発プロジェクト総額見込※3	件数	金額(千円)	前年同期比
2020年11月期 期末時点	5件	2,155,974	127.5%
2019年11月期 期末時点	5件	1,690,762	95.5%

- ※3 開発プロジェクト総額見込とは、「開発販売スキーム」において用地取得契約後プロジェクトを開始した空中店舗フィル・パークの、上記時点における土地及び建物の完成にかかる見込額の合計（将来の売上原価見込金額）となります。

用地取得契約件数	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計
2020年11月期	1 件	1 件	0 件	0 件	2 件
2019年11月期	1 件	3 件	0 件	4 件	8 件

2020年3月から11月に注力してきた空中店舗フィル・パークのテナント誘致活動の実績につきましては、75件のテナント入居が決定しており、前年同期間の41件を上回る結果となりました。

当連結会計年度においては、主に前期に受注したプロジェクトである28物件が竣工しており、空中店舗フィル・パークの累計竣工件数が増加している中、また、コロナ禍にあっても着実にテナントを誘致することができております。このことは、事業の安定性という点において、土地活用を検討する土地オーナーに対する極めて重要なセールスポイントとなっております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、56,051千円であります。その主な内容は、フィル・パーク高島平及びフィル・パーク白山ヒルズなどの内装工事費用によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

当社は、「開発販売スキーム」における土地仕入資金の機動的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特別当座貸越契約（借入極度額1,000百万円）を締結しております。当連結会計年度において、土地仕入資金として396百万円を調達し、土地建物の販売に伴い168百万円を返済しております。なお、当連結会計年度末における本契約の借入実行残高は228百万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢の先行きが不透明な中、経済活動の停滞及びその長期化と不測の事態に備えるため、2020年4月10日に株式会社りそな銀行との間で500百万円、2020年5月29日に株式会社みずほ銀行との間で500百万円のコミットメントライン契約を締結し、さらに2020年6月30日に株式会社三菱UFJ銀行との間で500百万円の当座貸越契約を締結しており、当社グループの販売費及び一般管理費の2年分に相当する総額1,500百万円の運転資金の借入枠を確保しております。なお、当連結会計年度において、コミットメントライン等の借入枠については使用していません。

### 3 対処すべき課題

当社グループは、駐車場の上部“未利用”空間の活用を実現した空中店舗フィル・パーク事業を展開しており、企画から設計・施工、初期テナント誘致を含むワンストップでのプロジェクトマネジメント業務の提供は、高い付加価値を持つサービスとして土地オーナー様からもご好評をいただいております。

また、当社100%連結子会社である株式会社プレミアムガレージハウスが企画・提案するガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」は、1階を車庫、趣味やSOHOの空間として利用可能なガレージ、2階を居住空間とした土地活用商品であり、独自に集客チャネルを構築することで、常に入居希望者が存在する安定性の高い賃貸運営を実現しております。

今後、商業系案件である空中店舗フィル・パークと、住宅系案件であるプレミアムガレージハウスとの両輪で、顧客要望に幅広く応えられる補完関係を築きながら成長していくことを基本戦略とし、当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

そのために、以下の経営課題を解決していかなければならないと認識しております。

#### (1) 継続的な人材採用及び人材教育、並びに専門性の高い人材の確保

当社グループにおいては、フィル・パーク事業の持続的な成長のために、優秀な人材の確保が引き続き重要な課題であると認識しております。

継続的な人材採用及び人材教育を行うために、人事部に専任の人材採用担当者を配置し、新卒採用に注力しており、社長室長が教育責任者として入社後の教育プログラムを構築しております。

また、専門性の高い人材の確保として、設計・施工等の建築分野やIR・広報等の経営企画分野のスペシャリストについても人材採用を進め、社内体制の整備に努めてまいります。

#### (2) 空中店舗フィル・パーク事業の認知度・ブランド力及び信用力の向上

当社グループの空中店舗フィル・パーク事業においては、2020年11月現在、全国主要都市を中心に231箇所（「請負受注スキーム」においては受注ベース、「開発販売スキーム」においては開発用地仕入契約ベースで集計）の実績を積み重ねてまいりましたが、フィル・パーク事業の認知度・ブランド力及び信用力についてはまだまだ不足していると考え、その向上が引き続き重要な課題であると認識しております。

今後は、コンタクトパートナーである金融機関等とのビジネスマッチング契約を全国的に増やしていくことで、空中店舗フィル・パーク事業の認知度向上に努めてまいります。

#### (3) ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」の商品力及び収益力の強化

プレミアムガレージハウスは、今後、世の中のパラダイムシフトが進み、ライフスタイルの変化とともにガレージ付賃貸住宅の利用スタイルも多様化していくことが想定され、益々需要の増加が見込まれます。

そのため、プレミアムガレージハウスの商品力及び収益力を強化し、収益の第二の柱とすべくビジネスモデル

を再構築することが重要な課題であると認識しております。

#### (4) 当社グループとシナジー効果のある企業との業務提携・連携

当社グループは、空中店舗フィル・パーク並びにプレミアムガレージハウスを一棟でも多く増やし、加速度的に事業を展開していくことを基本戦略としており、そのための他社との積極的な業務提携・連携が引き続き重要な課題であると認識しております。

今後も引き続き「土地オーナー」「テナント」「人材」「テクノロジー」をキーワードとした、シナジー効果が高いと考えられる企業との業務提携・連携を積極的に推進してまいります。

#### (5) 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあるため、業務の効率化やリスク管理、法令順守を目的とした内部管理体制の強化が引き続き重要な課題であると認識しております。

当社グループは信頼性の益々の向上のため、引き続き経営の公正性・透明性の確保に注力してまいります。そのために、経営管理本部を中心に内部監査室・外部協力機関と連携をとり、内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

## 4 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社フィル・コンストラクション	20,000千円	100%	空中店舗フィル・パークの建築

## 5 主要な事業所（2020年11月30日現在）

本社 東京都千代田区富士見二丁目12番13号

## 6 従業員の状況 (2020年11月30日現在)

従業員区分 (連結)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	8名減	37.9歳	2.5年

従業員区分 (個別)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	1名減	31.5歳	2.1年

## 7 主要な借入先及び借入金額 (2020年11月30日現在)

主要な借入先及び借入金額は下記のとおりです。

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	460,000千円
株式会社みずほ銀行	228,000千円

- (注) 1. 当社は、「開発販売スキーム」における土地仕入資金の機動的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特別当座貸越契約（借入極度額1,000百万円）を締結しております。当連結会計年度において、土地仕入資金として396百万円を調達し、土地建物の販売に伴い168百万円を返済しております。なお、当連結会計年度末における本契約の借入実行残高は228百万円となっております。
2. 当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞及びその長期化と不測の事態に備えるため、株式会社りそな銀行及び株式会社みずほ銀行との間で各500百万円のコミットメントライン契約を締結しており、株式会社三菱UFJ銀行との間で500百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における各契約の借入実行残高はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2020年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,778,000株 (自己株式332株を含む)
- (3) 株主数 3,923名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
高橋伸彰	1,269 <sup>千株</sup>	21.97 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	306	5.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	304	5.27
日本郵政キャピタル株式会社	280	4.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	215	3.73
能美裕一	193	3.35
合同会社NOB	150	2.60
高野隆	140	2.42
永井崇久	120	2.08
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	100	1.74

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

2020年2月20日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。以下同じ）を対象に、取締役の報酬と当社の業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。2020年11月30日現在において、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は26,700株です。

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

2020年4月10日開催の取締役会の決議に基づき、当社及び当社グループの従業員（以下、あわせて「当社グループの従業員」という。）を対象に、当社グループの従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社グループの中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への当社グループの従業員の貢献意欲や士気を高めることを目的として、従業員向け株式給付信託を導入しております。2020年11月30日現在において、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は22,300株です。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 新株予約権の数 3,580個

(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 473,000株

(3) 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	1,000個	普通株式 200,000株	5名
	第10回（1株につき4,505円）	2020年2月1日～ 2027年12月28日	1,640個	普通株式 164,000株	5名
社外取締役	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	25個	普通株式 5,000株	1名
監査役	第9回（1株につき1,685円）	2019年2月1日～ 2027年1月31日	80個	普通株式 16,000株	3名
	第10回（1株につき4,505円）	2020年2月1日～ 2027年12月28日	30個	普通株式 3,000株	1名

(注) 当社は、2017年4月15日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第9回新株予約権の行使価額及び目的となる株式の数が調整されております。

## 4. 会社役員に関する事項

### 1 取締役及び監査役の氏名等 (2020年11月30日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
代表取締役社長	能 美 裕 一		193,600株
取締役	高 野 隆	株式会社フィル・コンストラクション代表取締役 株式会社プレミアムガレージハウス取締役	140,100株
取締役 企画開発本部長	肥 塚 昌 隆	株式会社フィル・コンストラクション取締役	57,200株
取締役 経営管理本部長	西 村 洋 介	株式会社フィル・コンストラクション取締役	37,200株
取締役 戦略事業本部長	小豆澤 信 也	株式会社プレミアムガレージハウス取締役 株式会社Trophy取締役 株式会社フィルまちづくりファンディング代表取締役	6,200株
取締役	福 嶋 宏 聡	株式会社プレミアムガレージハウス代表取締役	10,000株
取締役	大 津 武 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</span>	JLLモールマネジメント株式会社取締役会長	1,100株
取締役	佐 藤 孝 幸 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</span>	佐藤経営法律事務所代表 株式会社メイコー社外監査役 AI inside株式会社社外監査役	0株
常勤監査役	金 子 麻 理	株式会社フィル・コンストラクション監査役 株式会社プレミアムガレージハウス監査役	12,000株
監査役	川 野 恭 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</span>	ルース総合会計事務所代表 株式会社ルース・コンサルティング代表取締役	23,000株
監査役	西 野 比呂子 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外 独立</span>	大知法律事務所パートナー	700株

- (注) 1. 取締役大津武及び佐藤孝幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役川野恭及び西野比呂子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役金子麻理は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役川野恭は、税理士の資格を有しており、財務及び会計、税務、不動産に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役西野比呂子は、弁護士資格を有しており、専門的な知識と経験を有しております。  
 6. 監査役西野比呂子の戸籍上の氏名は、中西比呂子であります。  
 7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 8. 2020年2月20日開催の第15期定時株主総会において、福嶋宏聡及び佐藤孝幸が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 9. 前川雅彦は、2020年2月20日開催の第15期定時株主総会最終の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。

## 3 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	127,704千円 (8,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	20,592千円 (9,000千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	148,296千円 (17,400千円)

(注) 2016年4月13日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年間300,000千円、監査役の報酬限度額は年間50,000千円と決議頂いております。

## 4 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役大津武は、JLLモールマネジメント株式会社取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤孝幸は、佐藤経営法律事務所代表、並びに株式会社メイコー及びAI inside株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川野恭は、ルース総合会計事務所代表及び株式会社ルース・コンサルティング代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西野比呂子は、大知法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
大 津 武	社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。
佐 藤 孝 幸	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。
川 野 恭	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査役会13回のうち13回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。
西 野 比呂子	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回及び監査役会13回のうち13回に出席し、知識や経験を活かし、議案等について様々な提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 1 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- ① 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- ② 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- ③ 「リスク管理規程」に当社グループ全体のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
- ④ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
- ⑤ 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
- ⑥ 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型ごとに保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務遂行に伴うリスクのうち当社グループの経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現をはかり、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 当社グループの取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務並びに職務権限を適切に配分する。
- ③ 当社グループの重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

#### **(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループ全体のリスク管理の方針を「リスク管理規程」に定め、当社グループ全体の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。

#### **(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
  - a 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
  - b 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - c 重大な法令・定款違反
  - d その他コンプライアンス上重要な事項当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ② 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
- ③ 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- ④ 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

### (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
- ② 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。
- ③ 監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記の内部統制システムを整備しており、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、代表取締役社長の管轄下のもと、内部監査室が「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することを目的に監査しております。また、内部監査の結果は、当社代表取締役社長及び経営管理部と共有のうえ、各部署の責任者に報告し、業務改善を勧告するとともに、改善状況を継続的に確認しております。



## 連結損益計算書 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,970,760
売上原価		3,101,083
売上総利益		869,676
販売費及び一般管理費		739,420
営業利益		130,256
営業外収益		
受取利息	391	
受取配当金	110	
受取保険金	127	
違約金収入	1,624	
その他	121	2,374
営業外費用		
支払利息	10,258	
持分法による投資損失	21,347	
その他	2,832	34,438
経常利益		98,192
特別利益		
新株予約権戻入益	150	150
特別損失		
減損損失	33,328	33,328
税金等調整前当期純利益		65,014
法人税、住民税及び事業税	51,734	
法人税等調整額	△6,381	45,353
当期純利益		19,660
親会社株主に帰属する当期純利益		19,660

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	789,647	789,647	1,403,199	△911	2,981,581
当期変動額					
剰余金の配当			△28,888		△28,888
親会社株主に帰属する当期純利益			19,660		19,660
自己株式の取得				△119,661	△119,661
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△9,227	△119,661	△128,888
当期末残高	789,647	789,647	1,393,971	△120,572	2,852,692

項目	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,298	2,983,879
当期変動額		
剰余金の配当		△28,888
親会社株主に帰属する当期純利益		19,660
自己株式の取得		△119,661
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△150	△150
当期変動額合計	△150	△129,038
当期末残高	2,148	2,854,840

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,217,511	流動負債	915,004
現金及び預金	1,174,986	買掛金	90,006
売掛金	2,007	短期借入金	228,000
販売用不動産	978,122	1年内返済予定の長期借入金	433,836
仕掛販売用不動産	760,702	リース債務	5,084
未成業務支出金	2,629	未払金	14,177
前払費用	73,968	未払費用	3,087
未収入金	42,465	前受金	57,279
その他	182,627	預り金	15,548
固定資産	1,073,557	前受収益	35,333
有形固定資産	369,623	その他	32,650
建物	246,713	固定負債	576,424
構築物	1,671	長期借入金	240,072
工具、器具及び備品	4,905	リース債務	128,236
リース資産	116,333	資産除去債務	49,724
無形固定資産	10,799	長期前受収益	9,495
ソフトウェア	10,799	長期預り保証金	145,434
投資その他の資産	693,133	その他	3,460
投資有価証券	91,000	負債合計	1,491,429
関係会社株式	408,690	純資産の部	
出資金	3,000	株主資本	2,797,491
長期貸付金	5,042	資本金	789,647
差入保証金	133,889	資本剰余金	789,647
破産更生債権等	23,658	資本準備金	789,647
長期前払費用	16,593	利益剰余金	1,338,770
繰延税金資産	39,960	その他利益剰余金	1,338,770
貸倒引当金	△28,701	繰越利益剰余金	1,338,770
		自己株式	△120,572
		新株予約権	2,148
		純資産合計	2,799,639
資産合計	4,291,068	負債及び純資産合計	4,291,068

## 損益計算書 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,008,569
売 上 原 価		778,893
売 上 総 利 益		229,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		582,947
営 業 損 失		353,272
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	376	
受 取 配 当 金	298,480	
経 営 指 導 料	305,413	
そ の 他	1,752	606,022
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,222	
支 払 手 数 料	2,832	13,054
経 常 利 益		239,696
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	150	150
特 別 損 失		
減 損 損 失	33,328	33,328
税 引 前 当 期 純 利 益		206,517
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	△15,297	△14,347
当 期 純 利 益		220,864

## 株主資本等変動計算書 (2019年12月1日から2020年11月30日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	789,647	789,647	789,647	1,146,794	1,146,794
当期変動額					
剰余金の配当				△28,888	△28,888
当期純利益				220,864	220,864
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	—	191,976	191,976
当期末残高	789,647	789,647	789,647	1,338,770	1,338,770

項目	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△911	2,725,176	2,298	2,727,474
当期変動額				
剰余金の配当		△28,888		△28,888
当期純利益		220,864		220,864
自己株式の取得	△119,661	△119,661		△119,661
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△150	△150
当期変動額合計	△119,661	72,315	△150	72,165
当期末残高	△120,572	2,797,491	2,148	2,799,639

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

株式会社 フィル・カンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィル・カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

株式会社 フィル・カンパニー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィル・カンパニーの2019年12月1日から2020年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月21日

株式会社フィル・カンパニー 監査役会

常勤監査役	金子 麻理 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	川 野 恭 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	西 野 比呂子 ㊟

以上



# 株主総会会場ご案内図



 開催日時

2021年2月18日 (木) 午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

 開催場所

東京都千代田区九段北1丁目8番10号  
住友不動産九段ビル 3階  
ベルサール九段 ホール A+B  
電話番号：03-3261-5014

※会場へのお車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。

 交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線
- 都営地下鉄新宿線  
「九段下」駅「5番出口」徒歩5分
- 東京メトロ東西線  
「九段下」駅「7番出口」徒歩3分

株式会社 フィル・カンパニー

東京都千代田区富士見二丁目12番13号  
<https://philcompany.jp>

